

津別町地域おこし協力隊待遇一覧

項目	内容	関連法令・備考等
身分	個人事業主 ただし、津別町農業協同組合が受入事業所となります。	津別町地域おこし協力隊設置要綱
期間	任用された日から令和8年3月31日まで※最長3年間まで任用可能	本人の意思確認と受入事業所等による継続判断あり
保険	国民健康保険、国民年金に各自で加入していただきます。なお、国民健康保険税・国民年金に関してはその2分の1以内を町が負担します。	予算の範囲内
報償費	月額208,000円	津別町地域おこし協力隊設置要綱
勤務時間	月160時間	津別町地域おこし協力隊設置要綱
休暇	休暇取得に関する定めは特にありません。	受入事業所と調整の上取得してください。
任期	委嘱日より該当年度の年度末まで（最長3年間まで延長可）	津別町地域おこし協力隊設置要綱
住宅使用料	国の財政措置の範囲内で町の基準により支給（上限35,000円/月） ※上限35,000円以下の場合は実費支給とし、上限以上の場合は35,000円支給	住居は町又は受入事業所が斡旋しますが（町営・町有住宅等）、光熱費等は自己負担していただきます。
車両（借上料、燃料）	車両は自ら手配いただきますが、車両借上料・燃料代として毎月40,000円を上限として支給します。	車両事故等の場合は、自ら対応いただきます。
OA機器負担金	活動時に必要なOA機器に係る負担金として月5,000円支給します。	月途中の着任の場合は日割します。
その他活動費（旅費、研修費、消耗品費等）	国の財政措置の範囲内で支給します。	町と隊員、受入事業所の間で協議し、適当と認められる場合に支給します。
副業・兼業	協力隊活動に支障のない範囲であれば自由に行えますが、受入事業所と事前に協議してください。また、起業等補助金の活用を予定している場合は副業等を行う前に町へご相談ください。	
移転料(赴任旅費)	津別町職員等の旅費に関する条例に基づき、予算の範囲内で支給します。	
冬期間（11月～3月）の地域活動に対する活動費（寒冷地手当）	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）第8条の規定に基づき、予算の範囲内で支給します。	
その他	報償費、活動費等の支給については、町から委託を受けた受入事業所（津別町農業協同組合）が行います。	